

入札説明書

人材不足分野における人材確保のための
雇用管理改善促進事業
(啓発実践コース)

青森労働局 職業安定部
職業対策課

「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）」の委託業務一式に係わる入札公示（平成27年3月16日）に基づく入札等については、他の法令等で定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

青森労働局総務部長 宮下 健彦

2 調達内容

(1) 調達件名

「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）」の委託業務一式

(2) 調達件名の仕様等

別添1「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）」委託要綱（以下「委託要綱」という。）、及び別添2「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

※ 委託要綱及び仕様書の不明な点については、任意様式の文書により下記4（1）の担当に照会すること。

(3) 契約期間及び履行場所

契約期間：契約締結日から平成28年3月31日まで

履行場所：支出負担行為担当官が指定する場所

(4) 入札方法

落札者の決定は、仕様書4で示した調達単位ごとに総合評価落札方式をもって行うので、当該入札に参加しようとする者は入札書のほか、総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書類」という。）を提出する。

ア 総合評価方法については、別紙8「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）に係る評価項目及び評価基準について」に基づくものとする。

イ 入札者は、委託要綱に基づいて算出した代金額の上限としての総価をもって入札すること。このため、入札者は調達件名の本体価格のほか、業務履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を

行い、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

エ 一般競争入札（総合評価落札方式）であるが、予算決算及び会計令第 85 条に基づく最低入札価格調査基準額（以下「基準額」という。）を設ける。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納めなければならない。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 平成 25・26・27 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、事業を受託しようとする地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 提案書類提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書類提出時までには是正を完了しているものを除く。）。

イ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。）。

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

エ 高齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高齢者雇用確保措置を講じていること。

- オ 提案書類提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
- ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続を開始申立がなされていない者であること。
- (7) ジョイント・ベンチャー（共同企業体）で入札に参加する場合は、次に掲げるすべての事項に該当する者であること
- ア 本業務の内容のすべてが担えない場合に、適正に業務を遂行できるジョイント・ベンチャー（共同企業体）として結成されたものであること。
- イ 代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものであること。
- ウ 代表企業及びグループ企業が他のジョイント・ベンチャーとして、又は単独で本入札に参加していないこと。
- エ 代表企業及びグループ企業が、ジョイント・ベンチャー結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成していること。
- オ 代表企業及びグループ企業すべてが上記(1)から(6)の条件を満たすこと。

4 提案書類

- (1) 提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先
- 〒030-8558 青森県青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎7階
青森労働局職業安定部職業対策課
担当：高齢者対策担当官 赤坂
電話：017-721-2003
- (2) 提案書類の受領期限
- 平成27年4月8日（水）17時
- (3) 提案書類の提出方法
- 原則、上記（1）まで直接提出すること。
- 郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記（1）あてに提出書類の受領期限の前日までに到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。
- なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。
- また、この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 提出書類の無効
- 本公示に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札又は不備がある提案書類は受理せず無効とする。
- (5) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、入札者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った入札者が提出期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

5 入札の無効

4（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

6 入札説明会の開催

以下のとおり、入札説明会を開催する。

（1）開催日時

平成27年3月24日（火）13時30分～

（2）開催場所

青森県青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎7階
青森労働局 職業安定部会議室（7階）

（3）出席人数

1機関あたり2名までとする。

（4）その他

説明会への参加を希望する場合は、平成27年3月23日（月）17時までに上記4（1）の連絡先へ電話にて申し込むこと。

また、説明会の会場で入札説明書の配付はしないため、説明会開始時刻前までに上記4（1）の場所、または青森労働局ホームページ（http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/choutatsu_uriharai/nyusatsu/_119832/_119904.html）で入札説明書を入手（無償で配布。事前連絡は不要。）してから参加すること。

7 入札方法

本入札案件は、紙入札方式により行う。厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出並びに開札を行うため、別紙4「入札参加登録票」を下記8（1）あて平成27年4月7日（火）12時までに提出すること。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

8 入札書の提出場所等

（1）入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒030-8558 青森県青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎5階
青森労働局総務部総務課
担当：会計第一係長 須藤
電話：017-734-4111

(2) 入札書の提出方法

入札書は封筒に入れ、封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官青森労働局総務部長殿と記載）及び「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース（〇〇分野）※「介護分野」又は「建設分野」を記載）の入札書在中」と朱書し、上記（1）あてに平成27年4月8日（水）17時までに提出すること。

郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記（1）あてに提出書類の受領期限の前日までに到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

また、この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

8（4）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。

なお、代理人が復代理人を選定する場合には、上記8（1）まで連絡すること。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

9 開札

(1) 開札日時及び場所

ア 介護分野

平成27年4月20日（月）10時

青森県青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎7階

青森労働局 職業安定部会議室（7階）

イ 建設分野

平成27年4月20日（月）11時

青森県青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎7階

（2）紙入札方式による開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係の職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（3）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

10 その他

（1）契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類（下記11（3）の書類）を、平成27年4月8日（水）17時までに上記8（1）に提出しなければならない。

（3）落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者となるべき入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知するものとする。

（4）契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすもの

とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 1 提出書類

(1) 入札書 (別紙1) 1部

(2) 委任状 (別紙3) 1部

(3) 競争参加資格確認証明書類 (別紙5)

ア 別紙5の1に記載されている提出書類 各1部

イ 入札参加登録票 (別紙4) 各1部

(4) 提案書類

ア 企画提案申請書 (別紙2) 6部 (原本1部、写し5部)

イ 提案書 (※別紙9に留意すること) 6部 (原本1部、写し5部)

ウ 添付書類 (提案者の概要が分かる資料、提案書の記載内容に係る参考資料)

※1 写し5部については、会社名や会社のロゴマークをマスキングする等により、会社が特定されないようにした上で提出すること。

※2 (1)「入札書」、(2)「委任状」及び(3)「競争参加資格確認証明書類」については、上記8(1)に、(4)「提案書類」については上記4(1)に提出すること。

1 2 企画提案会の開催

有効な提案書類を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために必要に応じて実施する。

1 3 その他留意事項

(1) 入札書、提案書類の用紙サイズは、A4を原則とする。

(2) 委託に係る費用は、業務完了後、契約書に定めるところにより支払うものとする。

(3) 委託業者は、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、作業の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ青森労働局の承認を受けること。

(4) 委託業者は、業務において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。

(5) 委託業務は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(6) 入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、入札者の負担とする。

(7) 入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(8) 入札書、誓約書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、

- 虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。
- (9) 特許権、著作権等のあるものを提案書で利用する場合には、事前に承諾を得ること。
- (10) 提案書類の取扱い
- ア 提出した提案書類を発注者の許可なく公表又は使用してはならない。
 - イ 提出された提案書類は返却しない。
 - ウ 提出された提案書類及びその複製は、発注者の選定作業以外に入札者に無断で使用しないものとする。
- (11) 仕様書4で示した調達単位ごとに、一者当たり1件の企画を限度とする。
- (12) 入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。
- また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者として発注者が認める者でなければならない。
- (13) 提案書類の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了承なく公表又は使用してはならない。
- (14) 提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。
- (15) 提出された提案書類の文言・デザイン等については、国の事情により変更が生じることもあるので留意すること。
- (16) 平成27年度予算が、平成27年4月1日までに成立しない場合は、別途協議することとする。

◎様式等

- 別紙 1 入札書
- 別紙 2 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）
総合評価落札方式による一般競争入札企画提案申請書
- 別紙 3 委任状
- 別紙 4 入札参加登録票
- 別紙 5 競争参加資格確認関係書類
- 別紙 6 競争参加資格に関する誓約書
- 別紙 7 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 別紙 8 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）
に係る評価項目及び評価基準について
- 別紙 9 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）
提案書作成上の留意事項
- 別添 1 「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）」
委託要綱
- 別添 2 「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）」
仕様書

入 札 書

¥

※見積もった契約金額の108分の100に相当する金額

件 名：人材不足分野における人材確保のための
雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）

【 介護分野 ・ 建設分野 】

※入札を希望する区分に○を付すこと。

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
商 号
代 表 者
(代 理 人) 印
印)

支出負担行為担当官

青森労働局総務部長 殿

別紙2

人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業
(啓発実践コース【 介護分野 ・ 建設分野 】)

※入札を希望する区分に○を付すこと。

総合評価落札方式による一般競争入札企画提案申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

青森労働局総務部長 殿

商号又は名称

代表者職氏名

印

人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）の総合評価落札方式による一般競争入札に応募いたしたく、提案書類一式を申請いたします。

| | | | |
|-------|----------------|-------|----------|
| 所在地 | 〒 | | |
| 設立年月日 | 大正 昭和 平成 | 年 月 日 | 職員数 人 |

委 任 状

(住所)

私は、(氏名) 印 を代理人と定め下記事項の
入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

(委 任 事 項)

人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業

(啓発実践コース【 介護分野 ・ 建設分野 】)

※入札を希望する区分に○を付すこと。

平成 年 月 日

住 所
商 号
代表者

印

支出負担行為担当官

青森労働局総務部長 殿

入札参加登録票

| | |
|------------|--|
| 資格審査登録番号 | |
| 企業名称 | |
| 郵便番号 | |
| 住所 | |
| 代表者氏名 | |
| 代表者役職 | |
| 部署名 | |
| 代表者電話番号 | |
| 代表者FAX番号 | |
| 連絡先名称 | |
| 連絡先氏名 | |
| 連絡先郵便番号 | |
| 連絡先住所 | |
| 連絡先電話番号 | |
| 連絡先FAX番号 | |
| 連絡先メールアドレス | |

※ 「資格審査登録番号」には、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入すること。

※ 「部署名」は、代表者の所属する部署が特段ない場合には空欄でもよい。

競争参加資格確認関係書類

1 提出書類

- (1) 平成 25・26・27 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
- (2) 以下の直近 2 年間の保険料の領収書の写し（アイともに必須。ただしイについてはいずれか。）

ア 労働保険

イ 厚生年金・全国健康保険管掌健康保険・船員保険又は国民年金

- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく平成 26 年度障害者雇用状況報告（6－1 報告）の写し。また、平成 26 年度の障害者雇用状況報告において、法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇入れ計画の写し（計画作成命令を受けていない事業者においては、現在の状況を障害者雇用状況報告に準じた文書）を提出すること。

なお、報告対象となっていない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類。

- (4) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく平成 26 年度の高年齢者雇用状況報告（6－1 報告）の写し。また、平成 26 年度の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の事業者においては、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写しを提出すること。

なお、就業規則の作成義務がない常時 10 人以上の労働者を使用しない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類を提出すること。

- (5) 競争参加資格に関する誓約書（別紙 7）
- (6) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙 8）及び添付書類

2 提出部数 各 1 部

3 提出期限 平成 27 年 4 月 8 日（水） 17 時（時間厳守）

競争参加資格に関する誓約書

人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）に係る入札に参加するに当たり、以下の事実と相違がないこと及び事実と相違があった場合には速やかに通知することを誓約します。

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 労働局から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25条）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- (1) 提案書類提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書類提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
 - (2) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（提案書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - (4) 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
 - (5) 提案書類提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 5 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
 - (1) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、公正手続を開始申立がなされていない者であること。

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名又は代表者名

暴力団等に該当しない旨の誓約書

(私 / 当社) は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名又は代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）
に係る評価項目及び評価基準について

1 選考基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

- (1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
- ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 入札に係る技術等が入札の公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (2) 前項の数値が最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次の規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300点

| | | | |
|-----------------------------|--|-----------------------------|----------------------------|
| 価格点：100点 | | | |
| 技術点：200点 | <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">価格と同等に評価できない項目 100点（評価項目※1）</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">価格と同等に評価できる項目 100点（評価項目※2）</td> </tr> </table> | 価格と同等に評価できない項目 100点（評価項目※1） | 価格と同等に評価できる項目 100点（評価項目※2） |
| 価格と同等に評価できない項目 100点（評価項目※1） | | | |
| 価格と同等に評価できる項目 100点（評価項目※2） | | | |

- (2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を掛けて得た値とする。

計算式：(1－入札価格／予定価格) × 100

- (3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

- ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の実施内容及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
- イ 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足していない場合は0点となる。
- ウ 1つでも要件を充足できないとみなされ、0点となった項目がある場合は、その応

札者は不合格となる。

エ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

オ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度重要度に応じて定める。

カ 創造性又は新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。

キ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。ただし、別紙「評価基準」に記載される評価項目のうち必須とされた各項目について、各委員が1名でも0点とした場合は、技術点の算出を行わない。

(4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）に係る企画書技術審査用紙

(価格点：技術点＝1：2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点（価格点＝（1－入札価格／予定価格）×100点）

II 技術点

| 評価項目 | 提案要求事項 | 得点配分 | | |
|-------------------|---|-------------|------------|----------|
| | | 基礎点 (必須) | 加点 (任意) | 合計 |
| 1 事業の実施方針 | | / 35点 | / 10点 | / 45点 |
| (1)事業の目的・趣旨の理解 | 事業の目的及び趣旨を理解し、公正・中立的な立場で事業を実施できるか | / 15点 | | / 15点 ※1 |
| (2)企画書の記載内容 | 仕様書記載の事業内容について、全て網羅されているか | / 20点 | | / 20点 ※2 |
| (3)事業実施のスケジュール | 事業が円滑に進められるよう、適切なスケジュールとなっているか | | / 10点 | / 10点 ※2 |
| 2 事業内容 | | / 0点 | / 85点 | / 85点 |
| (1)集団的な普及啓発 | 業界団体等を通じた事業周知について、具体的な周知先や周知規模（事業主数）が明らかとなっているか。 | | / 10点 | / 10点 ※1 |
| | 「雇用管理改善啓発セミナー」について、多数の事業主等の参加が期待できる計画となっているか（創意工夫、広報ツール等）。 | | / 10点 | / 10点 ※1 |
| | 業界団体等とのネットワークが構築されており、本事業を円滑に展開する上での協力が得られると認められるか。 | | / 10点 | / 10点 ※1 |
| (2)個別的な普及啓発 | 一般啓発企業、重点啓発企業について、地域や企業規模を限定せずに選定できると認められるか。 | | / 10点 | / 10点 ※1 |
| | 一般啓発企業、重点啓発企業について、十分な訪問数を期待できる計画となっているか。 | | / 15点 | / 15点 ※1 |
| | 企業の魅力ある職場づくりに関する理解を高めるための独自の工夫や取組が期待できるか。 | | / 10点 | / 10点 ※1 |
| | 労働局管内各地域に雇用管理アドバイザーを派遣できる能力又はネットワークを有しているか。 | | / 10点 | / 10点 ※1 |
| (3)雇用管理改善事例の周知・啓発 | 「魅力ある職場づくり実践セミナー」について、多くの事業主等の参加が期待できる計画となっているか（創意工夫、広報ツール等）。 | | / 10点 | / 10点 ※1 |
| 3 組織としての経験・能力 | | / 35点 | / 15点 | / 50点 |
| (1)管理能力、類似事業の実績 | 事業を行う上で適切な財政基盤、支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等、一般的な経理処理能力を有しているか | / 10点 | | / 10点 ※2 |
| | 事業の遂行のために必要な見識・知見を持っているか | / 15点 | | / 15点 ※2 |
| | 過去にセミナーや研修会、情報提供事業等、または労務管理や人材育成等に係る相談支援等を実施した経験があるか | | / 5点 | / 5点 ※2 |
| | 過去に事業主に対するコンサルティング（相談支援）、または聞き取り調査等を実施した経験があるか | | / 5点 | / 5点 ※2 |
| (2)事業遂行のための人員体制 | 管理者の管理能力が十分にあり、事業が遂行可能な人員体制の整備がなされているか | / 10点 | | / 10点 ※2 |
| | 業務のバックアップ体制が取られているか | | / 5点 | / 5点 ※2 |
| 4 業務従事予定者の経験・能力 | | / 10点 | / 10点 | / 20点 |
| (1)専門知識、適格性 | 事業の遂行のために必要な見識・知見・資格を有する者を本業務に従事させる計画となっているか。 | / 10点 | | / 10点 ※2 |
| (2)類似業務の経験 | 過去にセミナーや研修会、情報提供事業等、または労務管理や人材育成等に係る相談支援等を実施した経験を有する者を本業務に従事させる計画となっているか。 | | / 5点 | / 5点 ※2 |
| | 過去に事業主に対するコンサルティング（相談支援）、または聞き取り調査等を実施した経験を有する者を本業務に従事させる計画となっているか。 | | / 5点 | / 5点 ※2 |
| 合計 | | / 80点 | / 120点 | / 200点 |

※1 価格と同等に評価できない項目：100点

※2 価格と同等に評価できる項目：100点

(注1) 基礎点(必須)項目は、最低限の要求要件であり、要求要件を充足している場合は配分された点数を与えられ、充足していない場合は0点となる。

1項目でも要件が充足できないとみなされ0点となった項目がある場合は、その応募者は不合格となる。

(注2) 加点(任意)項目は、評価に応じて得点を与える。

加点(任意)項目の採点基準は、Aを最上位とする6段階評価とし、評価項目ごとに該当する評価(A～F)をつけ、コメントがあれば、欄外に付記すること。

15点満点の項目：A(特に優れている)＝15点、B(優れている)＝12点、C(普通)＝9点、D(やや劣る)＝6点、E(劣る)＝3点、F(非常に劣る)＝0点

10点満点の項目：A(特に優れている)＝10点、B(優れている)＝8点、C(普通)＝6点、D(やや劣る)＝4点、E(劣る)＝2点、F(非常に劣る)＝0点

5点満点の項目：A(特に優れている)＝5点、B(優れている)＝4点、C(普通)＝3点、D(やや劣る)＝2点、E(劣る)＝1点、F(非常に劣る)＝0点

別紙 9

人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業 (啓発実践コース) 提案書作成上の留意事項

提案書の作成にあたっては、別添 2 「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」(啓発実践コース) 仕様書」(以下「仕様書」という。)、別紙 9 「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業(啓発実践コース)に係る評価項目及び評価基準」について」をよく確認のうえ、入札説明書本文「13 その他留意事項」のほか、以下の点に留意して作成すること

1 対象とする人材不足分野(仕様書 6 関連)

企画提案する人材不足分野について、仕様書 6 の(1) 介護分野、又は(2) 建設分野のどちらを選択するのかを記載すること。

なお、(2) 建設分野のうち、特定の分野を対象にすることを提案する場合は、日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改訂)の中分類～細分類の単位で具体的な分野を記載するとともに、その理由を記載すること。

2 事業の実施方針

ア 事業の趣旨・目的への理解

仕様書 6 で選択する対象分野に係る労働情勢・雇用環境の現況と課題及び業界の動向についての認識を記載した上で、本事業の趣旨・目的に対する提案者の理解について記載すること。

イ 提案書の記載内容

仕様書記載の事業内容について、すべて網羅していることを明記すること。

ウ 事業実施のためのスケジュール

仕様書 7 の事業内容(1) から(6)について、適切な事業実施のための全体スケジュール(年間)を記載すること(別紙可。)

3 事業内容

ア 啓発実践推進委員会の設置(仕様書 7(1)関連)

啓発実践推進委員会に係る委員構成、開催時期、回数、参加人数、その他独自の工夫点等について記載すること。

イ 適正な雇用管理に係る集団的な普及・啓発の実施(仕様書 7(2)関連)

(ア) 普及・啓発のためのリーフレット等の作成・配付

事業の周知・広報の手段・方法(活用可能な業界団体等とのネットワーク、

広報媒体（ホームページ、広報誌等）など）、周知先の業界団体や関係行政機関等の名称、周知が見込める事業主数の規模感、その他独自の創意工夫等について記載すること。

(イ) 雇用管理改善啓発セミナー

開催予定時期（見込み）、多くの事業主の参加を促すためのセミナー開催の周知・広報の手段・方法（活用可能なネットワーク、広報媒体（ホームページ、広報誌等）など）や、セミナーにおいて事業主の雇用管理改善の気運を高めるための創意工夫等について記載すること。

ウ 適正な雇用管理に係る個別的な普及・啓発の実施（仕様書7(3)関連）

(ア) 一般啓発（短期啓発）及び重点啓発（長期啓発）について、特定の地域や企業規模の企業に限定せずに業務を実施できるかについて記載すること。

(イ) 一般啓発（短期啓発）及び重点啓発（長期啓発）について、仕様書7(3)ア(イ)b(g)及びイ(イ)fの目標数を達成するための創意工夫等について記載すること。

(ウ) 個々の事業主に対して、雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性について理解を高め、具体的な取組を促すための創意工夫・取組について記載すること。

(エ) 労働局管内各地域に雇用管理アドバイザーを派遣可能である能力又は活用可能なネットワーク等について記載すること。

(オ) 介護分野を選択する場合には、労働局管内において、どのような「地域ネットワーク・コミュニティ」での雇用管理改善の取組が効果的であるかについて記載すること。

エ 雇用管理改善事例の周知・啓発（仕様書7(4)関連）

(ア) 多くの事業主の参加を促すためのセミナー開催の周知・広報の手段・方法（活用可能なネットワーク、広報媒体（ホームページ、広報誌等）など）や、セミナーにおいて事業主の雇用管理改善の気運を高めるための創意工夫等について記載すること。

(イ) 好事例をまとめて作成するパンフレット又はその内容について、対象分野の事業主に広く普及・啓発するための周知・広報の手段・方法（活用可能なネットワーク、広報媒体（ホームページ、広報誌等）など）、創意工夫等を記載すること。

オ 報告書の作成（仕様書7(5)関連）

その他報告書を作成する上での独自の工夫等について記載すること。

カ 国の施策との連携

職場定着支援助成金又は建設労働者確保育成助成金に係る活用促進、若者応援企業宣言の促進に当たって、ハローワークへの誘導方法や連携方法、その他の国の施策との連携など特記事項があれば記載すること。

4 組織としての経験・能力

ア 管理能力、類似事業の実績

(ア) 事業を行う上で適切な財政基盤、支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等、一般的な経理処理能力を有することを記載すること。

(イ) 組織として事業の遂行のために必要な見識・知識を有することを記載すること。

(ウ) 過去にセミナーや研修会、情報提供事業等、または労務管理や人材育成等に係る相談支援等を実施した経験がある場合は、実施年度、内容、目的等について記載すること。

(エ) 過去に事業主に対するコンサルティング（相談支援）や聞き取り調査等を実施した経験がある場合は、実施年度、内容、目的等について記載すること（雇用管理に直接関連しないものも含む）。

イ 事業遂行のための人員体制等

(ア) 事務所の設置

事務所の所在地、設備、連絡体制等について記載すること。

(イ) 人員体制

仕様書で定める普及啓発コーディネーター、雇用管理アドバイザーの体制について記載するとともに、本事業に係るサポート体制、連絡体制等について記載すること。

5 業務従事予定者の経験・能力

ア 専門知識、適格性

普及啓発コーディネーター、雇用管理アドバイザーについて、本事業の遂行のために必要な見識・知見・資格を有する者を従事させることについて記載すること。

イ 類似業務の経験

(ア) 普及啓発コーディネーター

過去に本事業に類似する業務（セミナーや研修会、情報提供事業等、または労務管理や人材育成等に係る相談支援等）を実施した経験を有するなど、本事業を円滑かつ効果的に遂行するにあたり十分な知識及び経験を有する者を従事させることができるか記載すること。

(イ) 雇用管理アドバイザー

過去に本事業に類似する業務（事業主に対するコンサルティング（相談

支援)、または聞き取り調査等)を実施した経験を有するなど、本事業を円滑かつ効果的に遂行するにあたり十分な知識及び経験を有する者を活用することができるか記載すること。